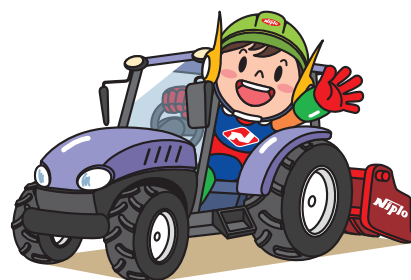



作業機を装着したトラクタが公道走行するための注意点




1 作業機を装着していない状態で、道路運送車両法の技術基準に適合したトラクタであることが前提です。
(トラクタの取扱説明書を参照してください)

2 最高速度15km/hを超えるもの、または、作業機を装着して全幅が1.7mを超えるものは大型特殊自動車免許が必要になります。
(作業機を装着して全幅が1.7mを超えるものは、トラクタ左右両側にサイドミラーをつける必要がありますので、トラクタメーカーへ問い合わせしてください)

3 走行状態(作業機の最低地上高20cm)で灯火器類が見えること。
見えない場合は灯火器類の移設または増設が必要になります。

4 最高速度が15km/h以上のトラクタで安定傾斜角度の基準を満たしていないもの、または確認できていないものは保安上の制限を受けた自動車の標識  と **運行速度15km/h以下** を表示し、15km/h以下で走行する必要があります。
(安定傾斜角度の基準を満たしたトラクタと作業機の組合せは日農工HPIにリストアップされていますので、参照してください)

5 前輪荷重が20%に満たないものはフロントウェイトを装着してください。

6 全幅2.5mを超えるものは道路管理者の通行許可を受け、外側表示板・赤色灯火・白色灯火等を装備し、制限を受けた自動車の標識  と全幅の表示 **全幅 M** をする必要があります。

◎当社の公道走行部品は、灯火器キットと取付部品の組合せで構成されていますので、別紙の灯火器選定早見表、取付部品選定表から、必要なキットと取付部品、数量を確認してください。

◎トラクタ型式と作業機型式の組合せにより必要な公道走行部品が違ってきます。必ずトラクタにセットした状態で全幅を測定してから公道走行部品を選択してください。

◎日農工ホームページに掲載されている「作業機付き農耕トラクタの公道走行ガイドブック(農機販売店向け)」を参照の上、本資料を活用ください。